



府食第904号
平成25年11月7日

食品安全委員会
委員長 熊谷 進 殿

遺伝子組換え食品等専門調査会
座長 澤田 純一

遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について

平成25年7月17日付け厚生労働省発食安0717第1号をもって厚生労働大臣から食品安全委員会に意見を求められた食品「除草剤グリホサート耐性ワタ GHB614 系統、除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタ T304-40 系統並びに除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタ GHB119 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種」に係る食品健康影響評価について、当専門調査会において審議を行った結果は別添のとおりですので報告します。

遺伝子組換え食品等評価書

除草剤グリホサート耐性ワタ GHB614 系統、
除草剤グルホシネート耐性及びチヨウ目害虫抵抗
性ワタ T304-40 系統並びに除草剤グルホシネート
耐性及びチヨウ目害虫抵抗性ワタ GHB119 系統から
なる組合せの全ての掛け合わせ品種

2013年11月

食品安全委員会遺伝子組換え食品等専門調査会

<審議の経緯>

- 2013年7月18日 厚生労働大臣から遺伝子組換え食品等の安全性に係る食品健康影響評価について要請（厚生労働省発食安0717第1号）、関係書類の接受
- 2013年7月22日 第482回食品安全委員会（要請事項説明）
- 2013年8月1日 第117回遺伝子組換え食品等専門調査会
- 2013年11月7日 遺伝子組換え食品等専門調査会座長から食品安全委員会委員長へ報告

<食品安全委員会委員名簿>

熊谷 進（委員長）
佐藤 洋（委員長代理）
山添 康（委員長代理）
三森国敏（委員長代理）
石井克枝
上安平冽子
村田容常

<食品安全委員会遺伝子組換え食品等専門調査会専門委員名簿>

2013年9月30日まで		2013年10月1日から	
澤田純一（座長）		澤田純一（座長）	
鎌田 博（座長代理）		鎌田 博（座長代理）	
五十君静信	手島玲子	小関良宏	手島玲子
宇理須厚雄	中島春紫	宇理須厚雄	中島春紫
橘田和美	飯 哲夫	橘田和美	飯 哲夫
児玉浩明	和久井信	児玉浩明	和久井信
澁谷直人		近藤一成	

要 約

「除草剤グリホサート耐性ワタ GHB614 系統、除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタ T304-40 系統並びに除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタ GHB119 系統からなる組み合わせの全ての掛け合わせ品種」について、申請者提出の資料を用いて食品健康影響評価を実施した。

除草剤耐性の形質が付与された 1 系統並びに除草剤耐性及び害虫抵抗性形質が付与された 2 系統を親系統として、従来手法で掛け合わせて 3 系統に付与された形質を併せ持つ品種が作出されるが、遺伝的分離によって同品種から収穫される種子には、3 系統全ての掛け合わせ品種及び 2 系統の掛け合わせ品種（3 品種）の合計 4 品種から収穫される種子と同じものが含まれることとなり、これらの 4 品種の安全性評価を同時に行った。

なお、親系統については安全性の評価が終了しており、いずれもヒトの健康を損なうおそれはないと判断されている。

本評価対象食品に係る食品健康影響評価では、挿入された遺伝子によって産生されるタンパク質は植物の代謝経路に影響を及ぼさず互いに影響し合わないこと、掛け合わせ品種は亜種レベル以上の交配でないこと及び摂取量・食用部位・加工法等に変更はないことを確認した。

以上のことから、本評価対象食品については、「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」（平成 16 年 1 月 29 日食品安全委員会決定）に基づき、改めて安全性の確認を必要とするものではないと判断した。

I. 評価対象食品の概要

名称：除草剤グリホサート耐性ワタ GHB614 系統、除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタ T304-40 系統並びに除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタ GHB119 系統からなる組み合わせの全ての掛け合わせ品種※

性質：除草剤グリホサート耐性、除草剤グルホシネート耐性、チョウ目害虫抵抗性

申請者：バイエルクロップサイエンス株式会社

開発者：Bayer Cropscience（ドイツ）

※ 評価対象食品の具体的な掛け合わせ品種は以下のとおり。

- (1) 除草剤グリホサート耐性ワタ GHB614 系統（以下「GHB614」という。）、除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタ T304-40 系統（以下「T304-40」という。）並びに除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタ GHB119（以下「GHB119」という。）を掛け合わせた品種
- (2) GHB614 及び T304-40 を掛け合わせた品種
- (3) GHB614 及び GHB119 を掛け合わせた品種
- (4) T304-40 及び GHB119 を掛け合わせた品種

商品化される品種は、GHB614、T304-40 及び GHB119 の 3 系統を親系統とし、これらを従来からの手法で掛け合わせて得られたもので、3 系統に付与された形質を全て併せ持つ品種である。

遺伝的分離によって本品種から収穫される種子には、3 系統全ての掛け合わせ品種及び 2 系統の掛け合わせ品種（3 品種）の合計 4 品種から収穫される種子と同じものが含まれることとなり、これら 4 品種の安全性評価を同時に行った。

なお、親系統である GHB614、T304-40 及び GHB119 については安全性評価が終了しており、いずれもヒトの健康を損なうおそれはないと判断されている。

II. 食品健康影響評価

1. 挿入された遺伝子による宿主の代謝系への影響はなく、除草剤耐性及び害虫抵抗性の形質が付与されている品種同士の掛け合わせである。

(1) 2mEPSPS タンパク質について

GHB614 に導入された *2mepsps* 遺伝子によって産生される 2mEPSPS タンパク質は、シキミ酸合成経路（芳香族アミノ酸合成経路）の律速酵素ではなく、EPSPS 活性が増大しても、本経路の最終産物である芳香族アミノ酸の濃度が高まることはないと考えられている。また、EPSPS タンパク質は、基質であるホスホエノールピルビン酸塩（PEP）とシキミ酸-3-リン酸塩（S3P）と特異的に反応することが知られている。したがって、2mEPSPS タンパク質が植物の代謝経路に影響を及ぼすことはないと考えられる。

(2) 改変 PAT タンパク質について

T304-40 及び GHB119 に導入された改変 *bar* 遺伝子によって産生される改変 PAT タンパク質は特異的に除草剤グルホシネートをアセチル化する酵素であり、高い基質特異性を有している。したがって、改変 PAT タンパク質の作用機作は独立しており、植物の代謝経路に影響を及ぼすことはないと考えられる。

(3) Bt タンパク質について

T304-40 に導入された改変 *cry1Ab* 遺伝子によって産生される改変 Cry1Ab タンパク質及び GHB119 に導入された *cry2Ae* 遺伝子によって産生される Cry2Ae タンパク質はいずれも殺虫性タンパク質 (Bt タンパク質) であり、殺虫以外の機能を有することは知られていない。したがって、これらのタンパク質が酵素活性を持つことはないと考えられることから、植物の代謝経路に影響を及ぼすことはないと考えられる。

以上のことから、いずれの形質も、その作用機作は独立しており、評価対象食品である掛け合わせ品種において互いに影響し合わないと考えられる。

2. 亜種レベル以上の交配ではない。

掛け合わせた品種は、亜種レベル以上の交配ではない。

3. 摂取量・食用部位・加工法等に変更はない。

従来品種と比較して、摂取量・食用としての使用部位・加工法等の利用方法や利用目的に変更はない。

以上の結果から、本評価対象食品については、「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」(平成 16 年 1 月 29 日食品安全委員会決定)に基づき、改めて安全性の確認を必要とするものではないと判断した。